

川越市勤労者住宅資金融資規則の廃止（案）について

平成23年2月
産業観光部緊急地域経済対策室

廃止の内容

- ① 本規則を平成23年4月1日付で廃止しようとするもの。
- ② 規則廃止の際、現に融資を受けているものについては、廃止前の規則の規定を適用しようとするもの。

趣旨

(1) 住宅資金融資の状況の変化

本規則は、勤労者に対し住宅資金を低金利で融資することで、勤労者の福祉の増進と生活の安定を図り、雇用関係の安定に寄与することを目的に設けられました。

本規則が施行された昭和53年当時の住宅資金融資を取り巻く状況は、大半の人が住宅金融公庫を利用している状況でした。昭和50年から60年頃までの住宅金融公庫の基準金利は年利5.5%で安定していました。

バブル経済の崩壊以降、それまで企業への融資等を中心としていた民間金融機関は、住宅ローン市場に本格的に参入してきました。現在では、民間金融機関、JAバンク、生命保険会社等が住宅ローンを取り扱っています。その結果、各機関の競争による金利の低下、様々な付随サービスなどが見られるようになり、現在の住宅ローンは多様化・複雑化し、金利も超低金利の時代にある状況です。

(2) 川越市勤労者住宅資金融資の利用状況

このような時代の変化に伴い、本制度を活用し住宅資金とする方は平成7年度から激減し、平成13年度からは新規の申し込みはなくなりました。平成21年度には、融資対象に「改修（リフォーム）」を加え範囲を拡大しましたが、この10年間、利用申し込みがない状況が続いています。

(3) 本規則の廃止について

以上のことから、市では、「本制度は当初の目的を果たし役目を終えた」、また、「本制度に対する住民ニーズはない」と判断し、本規則を廃止したいと考えています。

なお、現に融資を受けている方々につきましては、従来と変わりません。

また、本制度につきましては、平成22年7月24日に実施されました「公開事業点検」におきまして、「廃止」の結果が出ています。